

令和3年第3回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和3年9月6日提出

目 次

議案第39号	東浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第40号	令和3年度東浦町一般会計補正予算（第5号）・・・・・・・・	別添

議案第 39 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を
定める条例の制定について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例
を次のように定めるものとする。

令和 3 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を
定める条例

この条例の施行の際現に町長又は副町長の職にある者の令和 3 年 10 月 1 日から同
月 31 日までの間の給料月額、東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関
する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）第 3 条の規定にかかわらず、同条例別表第 1
に定める額から当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、
手当の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第 1 に定める額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

町長及び副町長の給料月額について、一定期間減額するため提案するものである。